

第 73 回全国植樹祭の大会名称の使用に関する取扱要領

第 73 回全国植樹祭岩手県実行委員会
令和 4 年 8 月 3 日 制定

(趣旨)

第 1 条 この取扱要領は、「第 73 回全国植樹祭の大会名称」（以下「大会名称」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この取扱要領において大会名称とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 「第 73 回全国植樹祭」、「第 73 回全国植樹祭いわて 2023」を含む結合語又は造語
- (2) その他上記に掲げた大会名称と社会通念上同一と認められるもの

(大会名称に関する権利)

第 3 条 大会名称に関する一切の権利は、第 73 回全国植樹祭岩手県実行委員会（以下「実行委員会」という。）に属する。また、実行委員会の解散後は、岩手県（以下「県」という。）に属するものとする。

(使用の申請)

第 4 条 大会名称を使用しようとする者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合、国、地方公共団体、公益社団法人国土緑化推進機構及び公益社団法人岩手県緑化推進委員会が主体となって実施するイベント等で使用する場合並びに県が特に申請を要しないと認めた場合を除き、あらかじめ第 73 回全国植樹祭岩手県実行委員会会長（以下「会長」という。）の許諾を受けなければならない。

- 2 前項の許諾を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、使用申請書（別記様式第 1 号）に次の書類を添えて、会長に提出しなければならない。
 - (1) 会社概要等申請者の事業内容がわかる資料
 - (2) 大会名称の使用状況がわかるチラシの見本等
 - (3) その他会長が必要と認める書類

(使用の許諾)

第 5 条 会長は、前条の使用申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が第 73 回全国植樹祭の PR に寄与すると認めるときは、使用の許諾（以下「使用許諾」という。）をすることができる。この場合において、会長は必要があると認める場合には、大会名称の使用法その他について、条件を付すこ

とができる。

- 2 会長は、使用許諾を行ったときは、使用許諾書（別記様式第2号）を、また、使用を許諾しない場合は、使用不許諾通知書（別記様式第3号）を申請者へ送付する。

（使用許諾の制限）

第6条 大会名称の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として、会長は許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 第73回全国植樹祭の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合
- (6) 大会名称の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) 大会名称の使用方法が適当でないと認められる場合
- (8) 申請者が下記の項目に該当する場合
 - ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ②暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - ④暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - ⑤暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥上記①から⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
 - ⑦上記②から⑥に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人
- (9) 使用申請の内容又は責任の所在が不明確と認められる場合
- (10) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるものと認められる場合
- (11) その他、会長が大会名称の使用が適当でないと認める場合

(使用許諾の期間)

第7条 大会名称の使用許諾の期間は、第5条第1項の規定により使用許諾を受けた日から2024（令和6）年3月末までとする。ただし、使用期間が限定されているときは、当該使用許諾の期間を短縮することができる。

(使用料)

第8条 大会名称の使用料は、無料とする。

(地位の承継)

第9条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用許諾に基づく地位を承継することができる。

(使用上の遵守事項)

第10条 第5条の規定による使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された使用内容のみに使用をすること。
- (2) 第5条の許諾を受けた権利を譲渡または転貸しないこと。

(許諾内容の変更等)

第11条 使用者が使用許諾の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ変更申請書（別記様式第4号）を会長に提出し、会長の許諾を受けなければならない。

- 2 会長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許諾し、変更許諾書（別記様式第5号）を交付する。

(許諾の取消し等)

第12条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許諾（前条の規定による変更の許諾があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から大会名称を使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの取扱要領に違反した場合
- (2) 使用者が第5条の使用許諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第6条各号のいずれかに該当するに至った場合

- (5) その他大会名称の使用継続が不適當であると認められた場合
- 2 会長は、前項の規定による使用許諾の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
 - 3 会長は、使用者に大会名称の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性等)

第13条 この取扱要領による使用許諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して大会名称を使用する権利を付与し、かつ、商品、使用者等について実行委員会の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第14条 実行委員会は、この取扱要領による使用許諾の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

- 第15条 実行委員会は、大会名称の使用を許諾したこと、不許諾したこと又は取消したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 2 使用者は、大会名称を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、実行委員会に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
 - 3 使用者は、大会名称の使用に際して故意又は過失により実行委員会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を実行委員会に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第16条 会長は、大会名称の使用促進を図る観点から、使用許諾の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第17条 この取扱要領に関する事務は、実行委員会事務局（岩手県農林水産部 全国植樹祭推進室）が行う。

(その他)

第18条 この取扱要領に定めるもののほか、大会名称の使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この取扱要領は、令和4年8月3日から適用する。